

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月20日条例第71号）

（個人番号を利用する事務）

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

（特定個人情報に係る個人番号の利用）

第2条 知事又は教育委員会（法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により事務を処理することとされた市町村の長を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。）は、同欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。

第3条 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（地方自治法第252条の17の2第1項の規定により事務を処理することとされた市町村の長を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。

（特定個人情報の提供）

第4条 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報の提供は、別表第3の情報照会執行機関の欄に掲げる執行機関が、同表の情報提供執行機関の欄に掲げる執行機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合における当該特定個人情報の提供とする。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第21号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月30日から施行する。

附 則（平成29年12月28日条例第70号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

執行機関	事務
1 知事	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成22年神奈川県条例第56号）による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第30号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

4 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	法別表第1の43の項の下欄に掲げる事務	神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による貸付けに係る債権の管理に関する情報（以下「旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 知事	法別表第2の9の項の第2欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 知事	法別表第2の14の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
5 知事	法別表第2の16の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
6 知事	法別表第2の24の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
7 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	1 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する情報（以下「神奈川県在宅重度障害者等手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 2 旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報であって規則で定めるもの
8 知事	法別表第2の31の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
9 知事	法別表第2の54の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
10 知事	法別表第2の64の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
11 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	1 神奈川県在宅重度障害者等手当関係情報であって規則で定めるもの 2 旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報であって規則で定めるもの
11の2 知事	法別表第2の119の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの

12 知事	別表第1の1の項の右欄に掲げる事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
13 知事	別表第1の2の項の右欄に掲げる事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
14 知事	別表第1の3の項の右欄に掲げる事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
15 知事	生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>3 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>6 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>7 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>9 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>10 神奈川県在宅重度障害者等手当関係情報であって規則で定めるもの</li> </ol>

		11 旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報であって規則で定めるもの
16 教育委員会	法別表第1の26の項の下欄に掲げる事務	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する情報（以下「特別支援学校等就学経費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
17 教育委員会	別表第1の4の項の右欄に掲げる事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会執行機関	事務	情報提供執行機関	特定個人情報
1 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの
2 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの
3 知事	別表第2の15の項の中欄に掲げる事務	教育委員会	1 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの 2 特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	法別表第2の37の項の第2欄に掲げる事務	知事	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの	知事	1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの